

京都市告示第470号

平成27年10月30日京都市告示第425号（公営住宅法施行令第2条第1項第4号に規定する数値の決定等）の一部を平成28年4月1日から次のように改めます。

平成27年11月30日

京都市長 門川 大作

「

勧修寺北市営住宅	第2棟	101号, 106号, 201号, 305号及び 406号	0.9340
		その他	0.8140

」

を

「

勧修寺北市営住宅	第2棟	101号, 106号, 201号, 203号, 305号, 307号及び406号	0.9340
		その他	0.8140

」

に,

「

崇仁市営住宅	第33棟	202号, 204号及び902号	0.8907
		206号, 208号, 306号, 308号, 406号 から408号まで, 506号から508号 まで, 606号から608号まで, 706号 から708号まで, 806号から808号 まで, 906号から908号まで, 1006号 から1008号まで及び1106号から1108 号まで	0.7735
		207号及び307号	0.8935

		その他	0.7707
--	--	-----	--------

」

を

「

崇仁市営住宅	第33棟	202号, 204号, 401号, 902号及び904号	0.8907
		206号, 208号, 306号, 308号, 406号 から408号まで, 506号から508号 まで, 606号から608号まで, 706号 から708号まで, 806号から808号 まで, 906号から908号まで, 1006号 から1008号まで及び1106号から1108 号まで	0.7735
		207号及び307号	0.8935
		その他	0.7707

」

に,

「

川西市営住宅	第2棟	101号から105号まで, 201号から205 号まで及び207号	0.9010
		206号及び208号	1.0210
		305号, 402号, 502号, 504号及び 507号	0.9710
		その他	0.8510

」

を

「

川西市営住宅	第2棟	101号から105号まで, 201号から205	0.9010
--------	-----	-------------------------	--------

		号まで及び 207 号	
		206 号及び 208 号	1.0210
		305 号, 402 号, 502 号, 504 号, 505 号 及び 507 号	0.9710
		その他	0.8510

」

に,

石田東市営住宅	第 1 棟	101 号から 106 号まで及び 201 号から 206 号まで	0.8052
		305 号, 501 号, 504 号及び 505 号	0.8752
		その他	0.7552

」

を

石田東市営住宅	第 1 棟	101 号から 105 号まで及び 201 号から 206 号まで	0.8052
		106 号	0.9252
		305 号, 501 号, 504 号及び 505 号	0.8752
		その他	0.7552

」

に,

石田東市営住宅	第 3 棟	101 号, 102 号, 104 号から 107 号まで, 201 号から 205 号まで及び 207 号	0.8052
		103 号及び 206 号	0.9252

		303号, 401号, 404号, 502号及び507号	0.8752
		その他	0.7552

」

を

「

石田東市営住宅	第3棟	101号, 102号, 104号, 105号, 107号, 201号から205号まで及び207号	0.8052
		103号, 106号及び206号	0.9252
		303号, 401号, 404号, 502号及び507号	0.8752
		その他	0.7552

」

に,

「

石田東市営住宅	第4棟	101号, 202号及び205号	0.9252
		102号から107号まで, 201号, 203号, 204号, 206号及び207号	0.8052
		303号, 403号, 404号	0.8752
		その他	0.7552

」

を

「

石田東市営住宅	第4棟	101号, 202号及び205号	0.9252
		102号から107号まで, 201号, 203号, 204号, 206号及び207号	0.8052
		303号, 403号, 404号及び407号	0.8752
		その他	0.7552

」

に,

「

石田東市営住宅	第7棟	101号, 103号から106号まで, 201号 から203号まで, 205号及び206号	0.8052
		102号及び204号	0.9252
		405号, 505号及び506号	0.8752
		その他	0.7552

」

を

「

石田東市営住宅	第7棟	101号, 103号から105号まで, 201号 から203号まで, 205号及び206号	0.8052
		102号, 106号及び204号	0.9252
		405号, 505号及び506号	0.8752
		その他	0.7552

」

に,

「

深草市営住宅	第3棟	107号及び204号	0.9413
		301号及び306号	0.8913
		302号から305号, 307号及び308号	0.7713
		その他	0.8213

」

を

「

深草市営住宅	第3棟	106号, 107号, 204号及び205号	0.9413
		301号及び306号	0.8913

		302 号から 305 号, 307 号及び 308 号	0.7713
		その他	0.8213

」

に,

田中宮市営住宅	第 1 棟		0.7616

」

を

田中宮市営住宅	第 1 棟	303 号, 307 号	0.8816
		その他	0.7616

」

に改めます。

(都市計画局住宅室住宅管理課)